

○下川町イメージキャラクターデザイン使用取扱要綱

(平成 26 年 8 月 13 日訓令第 29 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、下川町が定めたイメージキャラクター(以下「キャラクター」という。)のデザイン及び名称の使用に関し、必要な事項を定め、もって下川町の P R を目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「キャラクター」とは、下川町が定めたイメージキャラクターの基本デザイン(別図)のことをいい、名称は「しもりん」とする。

2 前項に規定するイメージキャラクターの基本デザイン以外の独自デザインについては、別に定める。

(キャラクターに関する権利)

第 3 条 キャラクターに関する一切の権利は、下川町に属する。

(キャラクターの申請)

第 4 条 キャラクターを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、下川町イメージキャラクターデザイン使用申請書(別記様式第 1 号)に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基本デザインを変更することなく使用するときは、この限りでない。

(1) 下川町の機関が下川町の業務において使用するとき。

(2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。

(3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

(4) 下川町内に住所をもつ法人、団体及び個人が下川町のイメージアップや P R のために使用する場合であって、収入を得ないとき。

(5) その他、町長が適当と認めるとき。

2 使用できるキャラクターのデザイン及び色は、第 2 条で定める基本デザインで定めるものとする。

(承認)

第5条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 下川町の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 第9条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しないおそれがあると認められるとき。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する暴力団員をいう。)及び暴力団員(法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。)が使用し、またそのおそれがあると認められるとき。
- (8) その他、町長が使用について不適當であると認めるとき。

2 町長は、前項の規定による申請を承認するときは、下川町イメージキャラクターデザイン使用(変更)承認通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付することができる。

3 町長は、第1項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、下川町イメージキャラクターデザイン使用(変更)不承認通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第7条 使用承認期間は、使用承認の日から5年を経過する日の属する年度の末日までを限度とする。ただし、更新は妨げないものとする。

(遵守事項)

第8条 使用承認を受けた者及び、第4条のただし書きに該当するもの（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、町長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 第4条第2項で定められた色及び形状等を使用すること。
- (3) 写真については、原則使用禁止とする。
- (4) キャラクターのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに、物品の安全性、品質についても十分な配慮をしなければならない。
- (5) 使用者は、この使用承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (6) 商標登録出願を行わないこと。
- (7) 商品等は、完成後、速やかに町長に提出すること。ただし、商品等の提出が困難である場合は、その形状の分かる写真の提出をもって、代えることができる。
- (8) 第三者に使用対象物等の製造等を委託する場合には、その委託先の間で使用承諾を受けた個数以上に製造等が行われていないよう義務付ける契約を使用者の責任で行い、数量管理を徹底すること。
- (9) 町長からの調査その他の照会に応じること。

(使用内容の変更)

第9条 使用者が、使用承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ下川町イメージキャラクターデザイン使用承認変更申請書(別記様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づき、承認することが適当と認めた場合は、下川町イメージキャラクターデザイン使用(変更)承認通知書(別記様式第2号)により通知するものとし、承認しない場合は、下川町イメージキャラクターデザイン使用(変更)不承認通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

3 使用者は、変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(使用承認の取消し)

第 10 条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により承認を取り消したときは、下川町イメージキャラクターデザイン使用承認取消通知書(別記様式第 5 号)により通知するものとする。

3 第 1 項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、当該物件を使用してはならない。

4 町長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(無断使用への対応)

第 11 条 無断によるキャラクターの使用が判明した場合、下川町は無断で使用した者に対して、使用物件の回収を求めるなど厳正な措置をとるものとする。

(利用の非独占等)

第 12 条 この規程による使用承諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してイラスト等利用する権利を付与するものではない。また使用者又は使用対象物等について町が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第 13 条 下川町は、使用承諾を行ったことに起因し使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を追わない。

2 使用者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し責任を負い、町に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、イラスト等の利用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

4 町長は、前二項の規定に違反する使用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるように、必要な法的措置をとることができる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日訓令第 6 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 8 月 3 日訓令第 24 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 5 月 6 日訓令第 15 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 4 月 5 日訓令第 12 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別記様式第 1 号(第 5 条関係)

下川町イメージキャラクターデザイン使用申請書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 6 条・第 10 条関係)

下川町イメージキャラクターデザイン使用(変更)承認通知書

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 6 条・第 10 条関係)

下川町イメージキャラクターデザイン使用(変更)不承認通知書

[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 10 条関係)

下川町イメージキャラクターデザイン使用承認変更申請書

[別紙参照]

別記様式第 5 号(第 11 条関係)

下川町イメージキャラクターデザイン使用承認取消通知書

[別紙参照]